

評議員選任規程

(目的)

第1条 この評議員選任規程は、社会福祉法人宇部市社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第7条第4項（評議員の選任及び解任）の規定に基づき、評議員の選任に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(選任手続き)

第2条 本会評議員は、次の各号に定める区分及び定数により理事会において選任候補者を推薦し、評議員選任・解任委員会で選任する。

- | | |
|---------------------|------|
| (1) 地域住民代表 | 1名以上 |
| (2) 市民活動・ボランティア団体代表 | 1名以上 |
| (3) 福祉事業者代表 | 1名以上 |
| (4) 障害者団体代表 | 1名以上 |
| (5) 高齢者団体代表 | 1名以上 |
| (6) 子ども関係団体代表 | 1名以上 |
| (7) 地域福祉関係団体代表 | 1名以上 |
| (8) 行政代表 | 1名以上 |
| (9) 学識経験者 | 1名以上 |

2 前項において理事会の同意を得て選任された次期評議員となるべき者は、就任承諾書を本会会長あてに提出しなければならない。

3 本会会長は、前項の規定により就任承諾書を受理した場合は、次期評議員となるべき者に対し委嘱状を交付するものとする。

(中途退任)

第3条 本会評議員は、やむを得ない事由により任期の途中で退任する場合は、あらかじめ本会会長に書面により届け出るものとする。

(欠員の補充)

第4条 本会評議員の欠員の補充については、第2条の規定を準用する。

(評議員名簿)

第5条 本会会長は、評議員選任後、速やかに評議員名簿を作成し、これを保存するものとする。

(その他)

第6条 この規程に定めるもののほか、評議員の選任に関し必要な事項は、本会会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。これにより、平成21年4月1日施行の評議員ならびに役員選任規程は廃止する。

附 則

この規程は、平成28年12月22日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年度の改選時から施行する。